

## 大阪市告示第1319号

令和4年大阪市告示第897号（港湾施設条例第10条第9項に基づく市長が設定する区域）を次のように改正し、令和5年10月6日から施行する。

令和5年10月6日

大阪市長 横山 英幸

○港湾施設条例第10条第9項に基づく市長が設定する区域

1 岸壁及び荷さばき地のうち次の施設において、正当な理由のない立入りの禁止を明示された区域

北港岸壁及び北港地区荷さばき地のうちW51

桜島岸壁及び桜島地区荷さばき地

梅町岸壁

梅町西岸壁及び梅町地区荷さばき地のうちW47・49

北港白津岸壁及び北港白津地区荷さばき地のうちWHS1・2・3・4・5

大阪港サイロ岸壁

安治川第1号岸壁

安治川第2号岸壁

天保山岸壁

中央突堤北岸壁

第3号岸壁及び第1・2・3突堤地区荷さばき地

第5号岸壁のうちW22・24

第6号岸壁

第7号岸壁

第10号岸壁及び大正内港突堤地区荷さばき地のうちW46・48・50

第11号岸壁及び大正内港突堤地区荷さばき地

A岸壁及び南港A地区荷さばき地のうちWA1・2

J岸壁及び南港J地区荷さばき地のうちWJ1・2

K岸壁及び南港K地区荷さばき地のうちWK 2

R岸壁及び南港R地区荷さばき地のうちWR 1・2

南港C 6岸壁及び南港中ふ頭南地区荷さばき地

南港C 7岸壁及び南港中ふ頭南地区荷さばき地

2 泊地のうち次の施設に係留した国際航海船舶（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第2条第1項に規定する船舶）の周囲30メートル内の区域

北港岸壁のうちW51

桜島岸壁

梅町岸壁

梅町西岸壁のうちW47・49

北港白津岸壁のうちWHS 1・2・3・4・5

大阪港サイロ岸壁

安治川第1号岸壁

安治川第2号岸壁

天保山岸壁

中央突堤北岸壁

第3号岸壁

第5号岸壁のうちW22・24

第6号岸壁

第7号岸壁

第10号岸壁のうちW46・48・50

第11号岸壁

A岸壁のうちWA 1・2

J岸壁のうちWJ 1・2

K岸壁のうちWK 2

R岸壁のうちWR 1・2

南港C 6岸壁

南港C 7岸壁

国際フェリー岸壁

大阪港コンテナ埠頭第1号岸壁

大阪港コンテナ埠頭第2号岸壁

大阪港コンテナ埠頭第3号岸壁

大阪港コンテナ埠頭第4号岸壁

大阪港コンテナ埠頭第8号岸壁

南港C 9岸壁

夢洲C 10岸壁

夢洲C 11岸壁

夢洲C 12岸壁

大阪港ライナー埠頭第1号岸壁

大阪港ライナー埠頭第2号岸壁

大阪港ライナー埠頭第3号岸壁

大阪港ライナー埠頭第4号岸壁

大阪港ライナー埠頭第5号岸壁

大阪港ライナー埠頭第6号岸壁

大阪港ライナー埠頭第7号岸壁

中山製鋼所西本岸壁

サミットスチール株式会社

アスト株式会社北港ターミナル

辰己商會安治川ケミカルターミナル危険物専用岸壁

大阪港鉄鋼岸壁

大阪港梅町東岸壁のうちW29・35

(大阪港湾局計画整備部海務課)